

五所川原市監査委員告示第2号

地方自治法第242条第1項の規定に基づく「五所川原市職員措置請求書」について、同条第5項の規定により別添のとおり公表する。

令和7年3月17日

|           |         |
|-----------|---------|
| 五所川原市監査委員 | 小田桐 宏 之 |
| 五所川原市監査委員 | 一 戸 久 男 |

請 求 者    様

五所川原市監査委員    小田 桐    宏    之  
五所川原市監査委員    一    戸    久    男

五所川原市職員措置請求の審査結果について

令和 7 年 3 月 1 1 日付けで提出された五所川原市職員措置請求について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 2 条第 1 項に規定する住民監査請求の要件を満たしていないので却下となりました。

1    理 由

公金の支出がないため

【参考】地方自治法

第 242 条    普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。